

令和8年度

# 糸島市家庭用浄水器設置補助金

## 手 引 き



糸島市 環境政策課

# 目 次

1	申請の要件	P1
2	補助対象浄水器の要件	P1~2
3	補助金額・補助対象経費	P2
4	手続きのフロー	P3
5	交付申請	P4~5
6	交付決定通知	P5
7	実績報告	P5~6
8	交付額確定通知	P6
9	交付請求書	P7
10	書類の提出方法	P7
11	補助金の振込	P7
12	補助対象項目一覧	P8
13	Q&A	P9~10

# 《補助金の申請にあたり》

糸島市民の健康保持に係る家庭用浄水器設置補助金については、予算の範囲内において補助金を交付するものとなっています。

なお、当該補助金の交付申請は、浄水器の購入・契約前にしてください。浄水器設置後の補助金申請は認められません。

## 1 申請の要件

次のすべての要件を満たす方

### 【区域】

- 水道事業の給水区域以外の区域、または給水区域内であっても当分の間、水道の整備が見込まれない区域にある。

### 【住宅】

- 自己の居住のための住宅<sup>(※)</sup>である。

※一時的に滞在する別荘や事務所・店舗などの事業用建物、また自己所有でない賃貸住宅は除きます。

### 【対象者】

- 申請日時点で市内に住所を有している。
- 糸島市の市税を滞納していない。
- 飲用に適さない地下水<sup>(※)</sup>を飲料水に使用している。

※申請日前1年以内に井戸水を採水し分析した結果、8ページに記載されている補助対象項目一覧のいずれかについて、基準値を超過していること。

- 暴力団員でない。また暴力団員と密接なつながりがない。
- 5年以内に本補助金を受給していない。

## 2 補助対象浄水器の要件

次のすべてを満たすもの

- 基準値を超過している項目について、基準に適合する水質に浄化することができる。
- 飲料水を供給する給水管に接続できる。
- 浄化機能が1時間当たり5リットル以上である。
- 本体の耐用年数が5年以上である。
- 性能の保証期間が1年以上である。



### 《注意事項》

- 補助の対象となる浄水器は、**1世帯につき1基**となります。なお、2世帯以上が同一の住居に共住する場合は、1世帯とみなします。
- 補助金の交付決定前に浄水器の購入や設置契約を締結されたものは、**補助対象外**です。

## 3 補助金額・補助対象経費

補助対象	補助対象経費	補助金額
①家庭用浄水器	浄水器本体の購入費用及び設置費用 (税抜き)	①、②合計費用の 2分の1 (上限 20 万円)
②水質検査	水質検査費用 (税抜き)	

### 補助金額の計算のしかた

補助対象経費 × 1/2 = 補助金額\*

※補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額は切り捨てます。

例) 浄水器の購入・設置費用及び水質検査費用の合計が、215,000円であった場合

$$215,000円 \times 1/2 = 107,500円$$

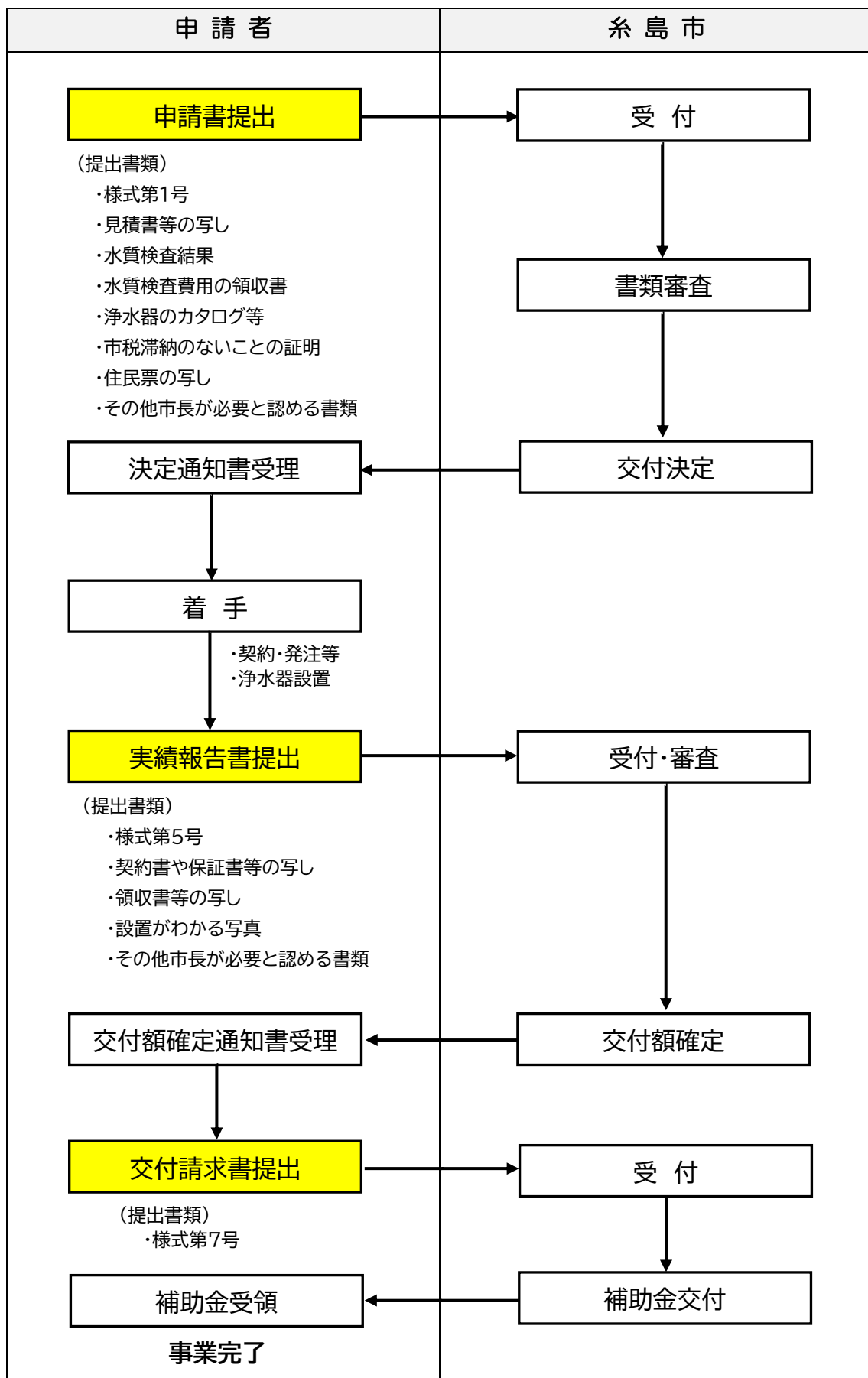
補助金額は107,000円となります。

端数切捨て

### 《注意事項》

- 補助対象経費の計算は**税抜き**で計算してください。
- 製品の値引きや出精値引き等の値引きがある場合は、**値引き後の経費が補助対象経費**となります。

# 4 手続きのフロー



## 5 交付申請

### 申請受付期間

令和8年5月1日(金)～令和9年1月29日(金)

※ 浄水器の購入、契約前に申請してください。

### 《注意事項》

- 書類が不足・不備等がなくすべてそろった時点での受付となります。
- 書類に不足・不備等があった場合に、ご連絡することがあります。
- 申請書には必ず平日の日中連絡の取れる連絡先を記入してください。

### 提出書類一覧

各様式は、環境政策課窓口で配布のほか、HPからダウンロードが可能です。  
書類の提出方法は、7ページをご覧ください。

必要な書類	
○：必ず必要な書類    △：場合によっては必要な書類	
①	交付申請書（様式第1号） <span style="float:right">○</span>
	<input type="checkbox"/> 指定様式を使用してください。
②	補助対象経費の内訳が記載された見積書等の写し <span style="float:right">○</span>
	<input type="checkbox"/> 見積書等の <u>コピー</u> を提出してください。 ※補助対象浄水器の製品名、型番、金額等が記載してあるものを提出してください。
③	水質検査結果書の写し <span style="float:right">○</span>
	<input type="checkbox"/> 計量証明書などで、対象物質の基準超過が確認できるものの <u>コピー</u> を提出してください。 ※交付申請日前 <u>1年以内</u> に採水した結果を提出してください。
④	水質検査費用の領収書の写し <span style="float:right">○</span>
	<input type="checkbox"/> 水質検査費用が確認できる領収書の <u>コピー</u> を提出してください。 ※交付申請日前 <u>1年以内</u> に発行の領収書を提出してください。

	<b>補助対象浄水器の除去能力等が確認できる資料（カタログ等）</b>	○
⑤	<input type="checkbox"/> 基準値を超過している項目を、基準に適合する水質に浄化できることがわかる書類を提出してください。 <input type="checkbox"/> 耐用年数が5年以上であることがわかる書類を提出してください。 <input type="checkbox"/> 保証期間が1年以上であることがわかる書類を提出してください。 ※必要ページのみ印刷し、該当箇所をマーカー等でしるしをつけてください。	
	<b>市税を滞納していないことを証する書類</b>	○
⑥	<input type="checkbox"/> 申請者本人の納税証明書又は非課税証明書（発行3か月以内のもの）を提出してください。	
	<b>住民票の写し</b>	○
⑦	<input type="checkbox"/> 申請者本人の住民票の写し（発行3か月以内のもの）を提出してください。	
	<b>市長が必要と認める書類</b>	△
⑧	<input type="checkbox"/> ①～⑦の他、申請の内容に応じて追加の書類提出を求められることがあります。	

## 6 交付決定通知

交付申請書類の審査終了後、申請者へ交付決定通知書を送付します。

- 👉 審査は通常2週間程度かかりますが、申請が集中する時期や年末年始などは、さらに1～2週間程度かかることがあります。
- 👉 交付決定通知書が届いた日以降に、浄水器の購入、契約等を行ってください。

## 7 実績報告

実績報告書類提出期限

**令和9年2月26日(金)まで**

### 《注意事項》

- 補助対象浄水器の設置完了後に報告してください。
- 交付決定済みであっても、期限までに実績報告がなかった場合は補助の対象外となります。

## 提出書類一覧

各様式は環境政策課窓口で配布のほか、HPからダウンロードが可能です。  
書類の提出方法は、7ページをご覧ください。

必要な書類	
○：必ず必要な書類    △：場合によっては必要な書類	
①	<b>実績報告書（様式第5号）</b> ○ <input type="checkbox"/> 指定様式を使用してください。
②	<b>契約書や保証書等の写し</b> ○ <input type="checkbox"/> 申請時と同じ浄水器の設置が確認できる書類のコピーを提出してください。 ※補助対象浄水器の製品名、型番等が記載してあるものを提出してください。
③	<b>支払いを証する書類・内訳書の写し</b> ○ <input type="checkbox"/> 領収書等のコピーを提出してください。 <input type="checkbox"/> 支払金額に補助申請と関係のない費用等が含まれている場合は、内訳がわかるものを添付するか、領収書の但し書き等に浄水器の購入費用および設置費用がわかるように記載してください。
④	<b>補助対象浄水器設置後のカラー写真</b> ○ <input type="checkbox"/> 補助対象浄水器の設置位置が確認できるよう、設置後の写真を提出してください。 ※給水管に接続してあることがわかるように、写真を撮ってください。
⑤	<b>市長が必要と認める書類</b> △ <input type="checkbox"/> ①～④の他、申請の内容に応じて追加の書類提出を求められることがあります。

## 8 交付額確定通知

実績報告書類の審査終了後、申請者へ補助金の確定通知書を送付します。

👉 審査は通常2週間程度かかりますが、申請が集中する時期や年末年始などは、さらに1～2週間程度かかることがあります。

## 9 交付請求書

### 提出書類一覧

各様式は環境政策課窓口で配布のほか、HPからダウンロードが可能です。  
書類の提出方法は、「10 書類の提出方法」をご覧ください。

必要な書類	
○：必ず必要な書類    △：場合によっては必要な書類	
	交付請求書（様式第7号） ○
①	<input type="checkbox"/> 指定様式を使用してください。 👉 交付請求書の最終提出期限は、 <u>令和9年3月31日</u> です。

## 10 書類の提出方法

提出時に内容の確認をしますので、お手数ですが窓口にご提出ください。

- 👉 糸島市役所環境政策課窓口（庁舎3階）にお持ちください。
- 👉 受付時間は、午前9時00分から午後4時45分までです。

### 【提出先】

糸島市役所 環境政策課 環境・エネルギー係  
(糸島市前原西1-1-1 ☎092-332-2068)

## 11 補助金の振込

- 👉 交付請求書の提出後、2～3週間後に指定口座に補助金を振り込みます。
- 👉 振込通知は行いませんので、正しい金額が振込まれているか通帳の記帳などによりご確認ください。

## 12 補助対象項目一覧

補助対象項目は、次の25項目です。

項目	基準値
カドミウム及びその化合物	0.003 mg/ℓ
水銀及びその化合物	0.0005 mg/ℓ
セレン及びその化合物	0.01 mg/ℓ
鉛及びその化合物	0.01 mg/ℓ
ヒ素及びその化合物	0.01 mg/ℓ
六価クロム化合物	0.02 mg/ℓ
亜硝酸態窒素	0.04 mg/ℓ
シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/ℓ
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/ℓ
フッ素及びその化合物	0.8 mg/ℓ
ホウ素及びその化合物	1.0 mg/ℓ
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ
1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ
γ-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ
テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ
トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ
パーフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びパーフルオロオクタノ酸（PFOA）	0.00005 mg/ℓ
ベンゼン	0.01 mg/ℓ
亜鉛及びその化合物	1.0 mg/ℓ
アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/ℓ
鉄及びその化合物	0.3 mg/ℓ
銅及びその化合物	1.0 mg/ℓ
ナトリウム及びその化合物	200 mg/ℓ
マンガン及びその化合物	0.05 mg/ℓ

# 13 Q&A

<b>Q1 補助の目的は</b>
A 市民の健康を保持するため、飲用に適さない地下水を飲料水として使用する市民に対し、家庭用浄水器の購入及び設置に要する費用の一部を補助するものです。
<b>Q2 補助対象となる「区域」の要件は</b>
A 水道事業の給水区域以外の区域、または給水区域内であっても当分の間、水道の整備が見込まれない区域です。
<b>Q3 補助対象となる「住居」の要件は</b>
A 自己の居住のための住宅が対象です。一時的に滞在する別荘や事務所・店舗などの事業用建物は除きます。また、自己所有でない賃貸住宅も除きます。
<b>Q4 補助対象となる「人」の要件は</b>
A 次の①～⑤すべてを満たす人です。 ①市内に住所を有する ②市税を滞納していない ③市が指定する25項目のうち、1項目以上が基準値を満たさない井戸等の給水施設を所有している ④暴力団員でない ⑤5年以内に本補助金を受給していない
<b>Q5 どのような浄水器が対象か</b>
A 次の①～⑤すべてを満たす浄水器です。 ①基準値を満たさない対象物質を、基準に適合する水質に浄化することができる ②飲料水を供給する給水管に接続できる ③浄化機能が1時間当たり5リットル以上である ④本体の耐用年数が5年以上である ⑤性能の保証期間が1年以上である
<b>Q6 補助対象数は</b>
A 1世帯当たり、5年につき1基です。なお、2世帯以上の世帯が同一の住居（水回りが共用等）に居住する場合は、1世帯とみなし、1基を限度とします。

<b>Q7 補助の金額は</b>
A 浄水器の購入、設置及び水質検査に要した費用の1/2または20万円のうち、いずれか低い額。 <u>水質検査に要した費用のみは対象外。</u>
<b>Q8 浄水器の金額に下限はあるか</b>
A 要件(Q5-①～⑤)を満たす浄水器であれば、金額に定めはありません。
<b>Q9 令和8年5月1日以前に購入済みの浄水器は補助の対象か</b>
A 対象外です。購入契約・設置前に補助金を申請してください。
<b>Q10 水質検査の費用は補助の対象か</b>
A 水質検査の費用を補助対象とします。ただし、水質検査の費用のみは補助対象外です。 補助金交付申請日前1年以内に井戸水を採取し、分析した結果を申請書に添付していただきますので、併せて水質検査費用の領収書を提出してください。
<b>Q11 市から浄水器の業者や機種を紹介してもらえるのか</b>
A 浄水器メーカーや業者について、市で指定はしていません。機器の選定等については、直接専門業者にお尋ねください。
<b>Q12 市が訪問し、浄水器の設置等の案内を行うことはあるか</b>
A 市が、訪問販売や個別の勧誘等を行うことは一切ありません。
<b>Q13 既に設置している浄水器の修理は補助の対象か</b>
A 新規設置の際の補助であり、修理は対象外です。また、レンタルや中古品等も対象外です。
<b>Q14 新たに補助対象項目となったPFOS・PFOAの除去については、蛇口直結型などの安価な浄水器で除去が可能であるが、補助対象となるか</b>
A 設置する浄水器が、要件(Q5-①～⑤)をすべて満たすもの(カタログ等で確認することができるもの)であれば、補助対象となります。